

学校法人日本歯科大学における競争的資金等による研究活動に係る行動規範

学校法人日本歯科大学（以下「本学」という）は、研究活動に係る全ての者が、研究活動における不正行為を防止することで、社会的責任を果たし、研究の信頼性と公平性及び自由な研究活動の遂行を確保することを目的として、競争的資金による研究活動に取り組むうえで教職員が遵守すべき行動規範をここに定める。

- 1 本学は、歯科大学としての研究活動について、公平性並びに社会的責務に鑑み、すべての教職員が適正な倫理観をもって研究業務に取り組むことの重要性を認識しこの価値観を共有する。
- 2 本学の教職員は、研究の計画・申請・報告に取り組むにあたり、公平性並びに社会的責務の趣旨を十分に理解し、研究によって生み出される知の正確さや正当性を確保するように十分留意し、研究・調査データの厳正な取扱いを徹底する。
- 3 本学の教職員は、競争的資金は国民の貴重な税金であることを認識し、その管理と執行にあたっては法令や規則を遵守し、不正及び不適切な使用は行わない。
- 4 本学の教職員は、競争的資金の不正及び不適切な執行を防止するため、実効性のある管理・監査体制を整備する。
本学の教職員は、本規範の趣旨を十分に理解し、遵守されるような環境整備に取り組み、不正行為の防止に努める。

附 則

平成29年4月1日から施行する。